

平成29年度 京都美術工芸大学 公的研究費不正防止計画

京都美術工芸大学では、公的研究費の適正な管理・運営のために、「研究機関における公的研究費の管理・運営のガイドライン（実施基準）」、及び学内諸規程に基づき、平成29年度不正防止計画を次のとおり定める。

1. 責任体制の明確化

項目	不正要因	取り組み
責任体系の明確化	責任・権限範囲が曖昧となる。 担当者交代時に業務が正しく引継がれない。	各職位、部局における担当業務・責任の範囲、職務権限を明確に定め、規程の形で明示化する。 また、説明会・研修会等において、それぞれの職責、公的研究費の運営・管理に携わる者としての意識付けを行う。 職責・業務が属人的なものとならないよう留意し、これを各員の共通認識として徹底する。

2. 適切な運営・管理の基盤となる環境の整備

項目	不正要因	取り組み
ルール、職務権限の明確化・統一化	学内ルールの不知または陳腐化により、誤った、または恣意的な運用が行われる。	最新の関連法令、ガイドライン、社会状況等に基づき、学内諸規程・運用マニュアル、責任体系等の整備・改訂を行う。 定期的に説明会・研修会等を開催し、関係者への周知、知識のアップデートを行う。 実際の運営・管理においては、コンプライアンス推進責任者、内部監査等によるモニタリングを通じて、その実施状況を確認し、必要に応じて改善を指導する。
関係者の意識向上	不正に対する認識が弱く、当事者意識が希薄となり、十分な職責が果たされない	関連法令、ガイドライン等に基づき、「京都美術工芸大学 研究活動行動規範」、を制定し、公的研究費取扱い機関・担当者としての意識付けを行う。 また、関係者に対しては、説明会（研修会）において、具体的な過去の不正行為事案を紹介するとともに、不正行為、責任の不履行については懲戒も含めた罰則対象である事等を周知徹底する
告発等の取扱い・調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化	告発の方法が周知されない、取扱いが不明なため、不正が看過されてしまう。	関連諸規則（公益通報、教職員懲戒、公的研究費管理）、を整備する。 通報窓口（コンプライアンス窓口）の連絡先、通報様式等をホームページ上に公開、周知を図る。

3. 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

項目	不正要因	取り組み
不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施	公的研究費取扱いの各部署、手続きにおける不正要因が集約されず、統一的な対策が行われない。	学術情報委員会を防止計画推進部署とし、公的研究費の手続きに係るモニタリングの結果や、公開された過去の事例等を踏まえ、不正防止計画の制定・見直を行うとともに、コンプライアンス教育で周知を徹底する。 また、実施状況確認として、コンプライアンス推進責任者、内部監査室と連携し、モニタリングや改善指導等、必要な措置を行う。

4. 研究費の適正な運営・管理方法

項目	不正要因	取り組み
予算計画・研究費の計画的執行について	予算計画と執行の乖離。 計画遅れによる、年度末の駆込み執行。	研究計画・研究費の予算計画を関係部局で共有し、研究者に対し、年度末の駆込み執行が無いよう注意喚起するとともに、定期的な執行状況確認を行う。
取引業者との癒着等、不正防止のための取り組み	公的研究費に関するルールへの不知、研究者との癒着等による不正。	発注・納品・検収・支払いに関する実務上の注意点、不正に関与した場合には、取引停止を含めた処分もあり得る事等、公的研究費にかかる取引上のルールを共有するとともに、同意の証として誓約書の徴取を行う。
費目ごとの執行留意点	研究に直接関係の無い支出の発生。 研究者と業者の癒着。 実体の無い架空請求に対する支出。	<p>【物品費】 研究者本人による発注・検収・立替購入は原則禁止する。 (緊急の場合等、例外的扱いについては、支出可能なケースとその場合の処理方法を定め、限定的に許可する。)</p> <p>取引業者に対する、検収作業等への協力要請の徹底。 購入手続き等に関するルールについて、機関内教育、各手続き段階での処理者の責任を明確化する。</p> <p>【人件費・謝金】 雇用契約の締結および勤怠管理については事務にて行う。 必要に応じて、被雇用者への実勤務状況ヒアリングを行う。</p> <p>【旅費】 旅費精算において下記確認を行う： ① 出張期間・経路・宿泊先等について提出された届書との内容突合。 ② 用務内容の報告書（復命書・会議議事録等）の提出による出張内容確認。</p> <p>【その他】 納品書・領収書等が徴取できない場合には、議事録・完了報告書等、代わりとなる証憑提出を求める。</p>

5. 情報発信・共有化の推進

項目	不正要因	取り組み
機関内情報共有について	各部署の連携が取れず、個別・分断的に業務となる。	学術情報委員会にて、各部署からの防止計画実施状況、モニタリング・監査結果を集約し、その内容を盛り込んだ説明会（研修会）を行う。
学外向け情報発信について	本学の不正防止の取り組みが学外に周知されない。	大学サイト内に公的研究費に関するページを準備し、規程、様式等を公開する。
相談窓口について	適切な処理方法が分からず、研究者・担当者の独断専行が発生する。 告発先、方法が分からず、不正発覚が遅れる。	<p>【研究相談窓口】 学術情報センターに相談窓口を設け、公的研究費の使用に関するルール等について、機関内外からの問合せを受付ける。</p> <p>【通報窓口】 「学校法人二本松学院公益通報等に関する規程」に基づき、法人本部 内部監査室にコンプライアンス窓口を設置、通報手段とともに公開し、機関内外からの相談・告発等を受付ける。</p>

6. モニタリングの在り方

項目	不正要因	取り組み
内部監査体制について	計画的なチェック体制が働かない。	<p>【日常業務チェック体制】 コンプライアンス推進責任者が担当部局業務のモニタリングを行う。</p> <p>【内部監査体制】 「二本松学院 内部監査規程」に基づき、法人本部内部監査室が定期的な監査を実施する。</p>
外部監査人、監事との連携について	外部からの意見が入らず、独善的な運用・管理となる。	内部監査室が窓口となり、学内におけるモニタリング、内部監査の実施状況および結果等について適宜報告を行うとともに、外部監査人・監事からの指摘事項・問い合わせに対応する。
不正防止計画の見直し	当初に設定した防止計画が見直されず、陳腐化・形骸化してしまう。	学術情報委員会を不正防止推進部署と定め、適宜業務モニタリング、内部監査結果を集約するとともに、その結果を踏まえ、必要に応じて不正防止計画を見直す。